

佐賀県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

佐賀県公安委員会規則第8号

佐賀県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則
(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 佐賀県道路交通法施行細則(昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(緊急自動車の指定等)</p> <p>第6条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定の申請は、緊急自動車指定申請書(別記様式第2号)を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車の指定をしたときは、当該申請者に緊急自動車指定証(別記様式第2号の2。以下「指定証」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 指定証の交付を受けた者は、指定証の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車指定証記載事項変更届(別記様式第2号の3)により、速やかに公安委員会に届け出て、指定証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。</p> <p>5 指定証の交付を受けた者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車指定証再交付申請書(別記様式第2号の4)により、指定証の再交付を受けなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>(緊急自動車の届出)</p> <p>第6条の3 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出は、緊</p>	<p>(緊急自動車の指定等)</p> <p>第6条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定の申請は、緊急自動車指定申請書(様式第2号)を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車の指定をしたときは、当該申請者に緊急自動車指定証(様式第2号の2。以下「指定証」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 指定証の交付を受けた者は、指定証の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車指定証記載事項変更届(様式第2号の3)により、速やかに公安委員会に届け出て、指定証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。</p> <p>5 指定証の交付を受けた者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車指定証再交付申請書(様式第2号の4)により、指定証の再交付を受けなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>(緊急自動車の届出)</p> <p>第6条の3 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出は、緊</p>

改正前	改正後
<p>急自動車届出書（別記様式第2号）を公安委員会に届け出て行うものとする。</p> <p>2 公安委員会は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に緊急自動車届出確認証（別記様式第2号の2。以下「届出確認証」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 届出確認証の交付を受けた者は、届出確認証の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車届出確認証記載事項変更届（別記様式第2号の3）により、速やかに公安委員会に届け出て、届出確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。</p> <p>5 届出確認証の交付を受けた者は、届出確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車届出確認証再交付申請書（別記様式第2号の4）により、届出確認証の再交付を受けなければならない。</p> <p>6 略 （自動車の運転管理に関する教習）</p> <p>第11条の4 規則第9条の9第1項第2号に規定する公安委員会の行う自動車の運転の管理に関する教習を受けようとする者は、教習申請書（別記様式第4号の7）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対し、教習修了証書（別記様式第4号の8）を交付するものとする。 （認定の申請等）</p> <p>第11条の5 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者資格認定申請書又は副安全運転管理者資格認定申請書（別記様式第4号の9）を公安委員会に提出しなければならない。</p>	<p>急自動車届出書（様式第2号）を公安委員会に届け出て行うものとする。</p> <p>2 公安委員会は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に緊急自動車届出確認証（様式第2号の2。以下「届出確認証」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 届出確認証の交付を受けた者は、届出確認証の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車届出確認証記載事項変更届（様式第2号の3）により、速やかに公安委員会に届け出て、届出確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。</p> <p>5 届出確認証の交付を受けた者は、届出確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車届出確認証再交付申請書（様式第2号の4）により、届出確認証の再交付を受けなければならない。</p> <p>6 略 （自動車の運転管理に関する教習）</p> <p>第11条の4 規則第9条の9第1項第2号に規定する公安委員会の行う自動車の運転の管理に関する教習を受けようとする者は、教習申請書（様式第4号の7）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対し、教習修了証書（様式第4号の8）を交付するものとする。 （認定の申請等）</p> <p>第11条の5 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者資格認定申請書又は副安全運転管理者資格認定申請書（様式第4号の9）を公安委員会に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 公安委員会は、前項の認定をしたときは、<u>安全運転管理者資格認定書又は副安全運転管理者資格認定書（別記様式第4号の10）</u>を交付するものとする。</p> <p>（安全運転管理者等の解任命令等）</p> <p>第11条の6 公安委員会は、法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任の命令は、<u>安全運転管理者解任命令書又は副安全運転管理者解任命令書（別記様式第4号の11）</u>を交付して行うものとする。</p> <p>（講習修了証書）</p> <p>第11条の7 公安委員会は、法第108条の2第1項第1号に規定する講習を修了した者に対し、<u>講習修了証書（別記様式第4号の12）</u>を交付するものとする。</p> <p>（免許及び運転経歴証明書に関する申請等）</p> <p>第15条の2 法第6章の規定による自動車及び原動機付自転車の免許及び運転経歴証明書に関する公安委員会への申請等は、別表第2に定めるところにより<u>運転免許課長、運転免許試験場長、警察署長又は幹部派出所長</u>を経由して行わなければならない。</p> <p>（臨時適性検査等の通知）</p> <p>第22条 法第102条第1項から<u>第4項</u>までに規定する医師の診断書の提出命令は、<u>診断書提出命令書（基準該当者用）</u>（様式第8号）によって<u>行う</u>。</p>	<p>2 公安委員会は、前項の認定をしたときは、<u>安全運転管理者資格認定書又は副安全運転管理者資格認定書（様式第4号の10）</u>を交付するものとする。</p> <p>（安全運転管理者等の解任命令等）</p> <p>第11条の6 公安委員会は、法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任の命令は、<u>安全運転管理者解任命令書又は副安全運転管理者解任命令書（様式第4号の11）</u>を交付して行うものとする。</p> <p><u>（自動車の使用者に対する是正措置命令）</u></p> <p>第11条の7 公安委員会は、法第74条の3第8項の規定による<u>自動車の使用者に対する是正措置命令は、是正措置命令書（様式第4号の12）</u>を交付して行うものとする。</p> <p>（講習修了証書）</p> <p>第11条の8 公安委員会は、法第108条の2第1項第1号に規定する講習を修了した者に対し、<u>安全運転管理者講習修了証書又は副安全運転管理者講習修了証書（様式第4号の13）</u>を交付するものとする。</p> <p>（免許及び運転経歴証明書に関する申請等）</p> <p>第15条の2 法第6章の規定による自動車及び原動機付自転車の免許及び運転経歴証明書に関する公安委員会への申請等は、別表第2に定めるところにより<u>運転免許課長又は警察署長</u>を経由して行わなければならない。</p> <p>（臨時適性検査等の通知）</p> <p>第22条 法第102条第1項から<u>第3項</u>までに規定する医師の診断書の提出命令は、<u>診断書提出命令書（様式第8号）</u>によって<u>行い、同条第4項に規定する医師の診断書の提出命令は、診断書提出命</u></p>

改正前	改正後																						
<p>2 法第102条第6項に規定する通知は、<u>臨時適性検査通知書（基準該当者用）（様式第8号の2）</u>又は<u>臨時適性検査通知書（基準該当者及び国際運転免許既得者以外の者用）（様式第8号の3）</u>によって行う。</p> <p>3 法第107条の4第1項に規定する通知は、<u>臨時適性検査通知書（国際運転免許既得者用）（様式第8号の5）</u>によって行う。</p> <p>4 法第90条第8項及び法第103条第6項に規定する適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令は、<u>適性検査受検命令書（様式第8号の6）</u>又は<u>診断書提出命令書（基準該当者以外の者用）（様式第8号の7）</u>によって行う。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>法附則第3条第3項の規定による審査を受けようとする者は、運転免許条件変更申請書（別記様式第8号）を公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>別表第2（第15条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="230 975 1099 1383"> <thead> <tr> <th>申請等の事項</th> <th>区分</th> <th>申請書等の提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 法第91条の規定により免許に付されている条件又は限定の解除又は変更の申請</td> <td>略</td> <td><u>運転免許試験場</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>運転免許課（運転免許センター）又は<u>住所地を管轄する警察署（幹部派出所を含む。）</u></td> </tr> <tr> <td>2 法第94条第1項</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請等の事項	区分	申請書等の提出先	1 法第91条の規定により免許に付されている条件又は限定の解除又は変更の申請	略	<u>運転免許試験場</u>	略	運転免許課（運転免許センター）又は <u>住所地を管轄する警察署（幹部派出所を含む。）</u>	2 法第94条第1項	略		<p><u>令書（様式第8号の2）</u>によって行う。</p> <p>2 法第102条第6項に規定する通知は、<u>臨時適性検査通知書（様式第8号の3）</u>又は<u>臨時適性検査通知書（様式第8号の4）</u>によって行う。</p> <p>3 法第107条の4第1項に規定する通知は、<u>臨時適性検査通知書（様式第8号の5）</u>によって行う。</p> <p>4 法第90条第8項及び法第103条第6項に規定する適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令は、<u>適性検査受検命令書（様式第8号の6）</u>又は<u>診断書提出命令書（様式第8号の7）</u>によって行う。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>別表第2（第15条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1162 975 2031 1383"> <thead> <tr> <th>申請等の事項</th> <th>区分</th> <th>申請書等の提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 法第91条の規定により免許に付されている条件又は限定の解除又は変更の申請</td> <td>略</td> <td><u>運転免許課（運転免許試験場）</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>運転免許課（運転免許センター）又は<u>免許センターエリア外の各警察署（幹部派出所を含む。）</u></td> </tr> <tr> <td>2 法第94条第1項</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請等の事項	区分	申請書等の提出先	1 法第91条の規定により免許に付されている条件又は限定の解除又は変更の申請	略	<u>運転免許課（運転免許試験場）</u>	略	運転免許課（運転免許センター）又は <u>免許センターエリア外の各警察署（幹部派出所を含む。）</u>	2 法第94条第1項	略	
申請等の事項	区分	申請書等の提出先																					
1 法第91条の規定により免許に付されている条件又は限定の解除又は変更の申請	略	<u>運転免許試験場</u>																					
	略	運転免許課（運転免許センター）又は <u>住所地を管轄する警察署（幹部派出所を含む。）</u>																					
2 法第94条第1項	略																						
申請等の事項	区分	申請書等の提出先																					
1 法第91条の規定により免許に付されている条件又は限定の解除又は変更の申請	略	<u>運転免許課（運転免許試験場）</u>																					
	略	運転免許課（運転免許センター）又は <u>免許センターエリア外の各警察署（幹部派出所を含む。）</u>																					
2 法第94条第1項	略																						

改正前			改正後		
の規定による記載事項の変更の届出	略	<u>運転免許課（運転免許センター）、</u> <u>運転免許試験場</u> 又は住所地若しくは当該指定校を管轄する警察署（幹部派出所を含む。）	の規定による記載事項の変更の届出	略	<u>運転免許課（運転免許試験場）</u> 又は住所地若しくは当該指定校を管轄する警察署（幹部派出所を含む。）
	略	<u>運転免許試験場</u> 又は住所地を管轄する警察署（幹部派出所を含む。）		略	<u>運転免許課（運転免許試験場）</u> 又は住所地を管轄する警察署（幹部派出所を含む。）
3 法第94条第2項の規定による再交付の申請	略		3 法第94条第2項の規定による再交付の申請	略	
	<u>指定校での教習を受けた者に係る仮免許の場合</u>	<u>運転免許課（運転免許センター）</u>		仮免許の場合	<u>運転免許課（運転免許試験場）</u>
	<u>指定校での教習を受けていない者に係る仮免許の場合</u>	<u>運転免許試験場</u>			
4 法第97条の2第2項に規定する本邦の区域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者に係る確認の申請		<u>運転免許試験場</u>	4 法第97条の2第3項に規定する本邦の区域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者に係る確認の申請		<u>運転免許課（運転免許試験場）</u>
略			略		

改正前	改正後
備考 1・2 略	備考 1・2 略

様式第4号の11を次のように改める。

様式第4号の11（第11条の6関係）

<p>第 号</p> <p style="margin-left: 200px;">安全運転管理者 解任命令書 副安全運転管理者</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所</p> <p style="margin-left: 200px;">殿</p> <p style="margin-top: 20px;">道路交通法第74条の3第6項の規定により、あなたが選任した安全運転管理者等は、次の理由により解任することを命じます。</p>		
解任命令する安全運転管理者等	勤 務 先	
	職 務 上 の 地 位	
	氏 名	年 月 日生
理 由		
<p>年 月 日</p> <p>佐賀県公安委員会 印</p>		
<p>(教示)</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>		

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>様式第4号の12</u> （第11条の7関係） 略	<u>様式第4号の13</u> （第11条の8関係） 略

様式第4号の11の次に次の1様式を加える。

様式第 4 号の12 (第11条の 7 関係)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">是 正 措 置 命 令 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">佐賀県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第74条の 3 第 8 項の規定により、次の措置をとることを命ずる。</p>	
事業所名	
所在地	
命令事項	
<p>(教示)</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(代表者は佐賀県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第 8 号（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 診断書提出命令書 <u>（基準該当者用）</u> 略 </div>	<p>様式第 8 号（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 診断書提出命令書 略 </div>
<p>様式第 8 号の 2（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 臨時適性検査通知書 <u>（基準該当者用）</u> 略 略 </div>	<p>様式第 8 号の 3（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 臨時適性検査通知書 略 略 </div>
<p>様式第 8 号の 3（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 臨時適性検査通知書 <u>（基準該当者及び国際運転免許既得者以外 の者用）</u> 略 </div>	<p>様式第 8 号の 4（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 臨時適性検査通知書 略 </div>

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第8号の2（第22条関係）

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

殿

佐賀県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、下記診断書の提出を命ずる理由に記載されている病気等に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許
が拒否される
が保留される
が取り消される
の効力が停止される
こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、下記診断書の提出を命ずる理由に記載されている病気等に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

記

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第8号の5 （第22条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">臨時適性検査通知書（<u>国際運転免許既得者用</u>）</p> <p style="text-align: center;">略</p> </div> 様式第8号の7 （第22条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">診断書提出命令書（<u>基準該当者以外の者用</u>）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p> </div>	様式第8号の5 （第22条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">臨時適性検査通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> </div> 様式第8号の7 （第22条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">診断書提出命令書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p> </div>

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則の一部改正）

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に関する規則（平成14年佐賀県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる既定の改正部分は、下線のとおりである。

改正前	改正後																		
<p>（佐賀県道路交通法施行細則の規定の読替え適用）</p> <p>第3条 自動車運転代行業者についての細則の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同様の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第11条の7</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（安全運転管理者等の解任命令等）</p> <p>第4条 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			<u>第11条の7</u>	略		<p>（佐賀県道路交通法施行細則の規定の読替え適用）</p> <p>第3条 自動車運転代行業者についての細則の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同様の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">読み替える規定</td> <td style="width: 33%;">読み替えられる字句</td> <td style="width: 33%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第11条の8</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（安全運転管理者等の解任命令等）</p> <p>第4条 略</p> <p>（<u>自動車運転代行業者に対する是正措置命令</u>）</p> <p>第5条 <u>公安委員会は、運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の3第8項の規定による自動車運転</u></p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			<u>第11条の8</u>	略	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
略																			
<u>第11条の7</u>	略																		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
略																			
<u>第11条の8</u>	略																		

改正前	改正後
<p>(立入検査員の身分を示す証票)</p> <p>第5条 運転代行業法第21条第1項の規定により立入検査をする警察職員の身分を示す同条第3項の証票の様式は、<u>別記様式第2号</u>のとおりとする。</p>	<p>代行業者に対する是正措置命令は、<u>是正措置命令書（別記様式第2号）</u>を交付して行うものとする。</p> <p>(立入検査員の身分を示す証票)</p> <p>第6条 運転代行業法第21条第1項の規定により立入検査をする警察職員の身分を示す同条第3項の証票の様式は、<u>別記様式第3号</u>のとおりとする。</p>

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

第 号 安全運転管理者 解任命令書 副安全運転管理者 住所 殿 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の 3 第 6 項の規定により、あなたが選任した安全運転管理者等は、次の理由により解任することを命じます。		
解任命令する安全運転管理者等	勤 務 先	
	職 務 上 位 の 地 位	
	氏 名	年 月 日生
理 由		
年 月 日 佐賀県公安委員会 [印]		
(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。 また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、佐賀県を被告として (代表者は佐賀県公安委員会となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。		

別記様式第 2 号を次のように改め、同様式を別記様式第 3 号とする。

別記様式第3号(第6条関係)

(表)

身 分 証 明 書	
写 真	官 職
	氏 名
<p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
佐賀県公安委員会 印	

8.56cm

5.4cm

(裏)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(抜粋)

第21条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に営業所の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第2号（第5条関係）

<p>第 号</p> <p style="font-size: 1.2em;">是 正 措 置 命 令 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">佐賀県公安委員会 印</p> <p style="margin-top: 20px;">自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定により、次の措置をとることを命ずる。</p>	
事業所名	
所在地	
命令事項	
<p>（教示）</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。